

## 重要取組シート 総務局 行政部 特別定額給付金室

取組項目		特別定額給付金事業の実施
現状・課題		<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付件数 395,497 世帯 (833,609 人) ※令和2年4月27日現在</li> <li>・給付対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されているもの</li> <li>・給付額 1人につき10万円</li> <li>・申請受給者 世帯主 ※ DV等避難者、施設入所等児童等への配慮あり</li> </ul>
取組みの内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理センターを業務委託（給付管理システムを構築し、給付に向けた申請書の作成、申請書の郵送、申請受付から口座振込データの作成までの事務処理を効率的に実施する）</li> <li>・コールセンターを業務委託（制度概要、申請書の作成方法、申請後事務処理状況、給付金の振込予定日等、市民からの問合せや苦情等に的確に対応する）</li> <li>・オンライン申請又は郵送申請により給付を実施（申請期限は令和2年8月31日）</li> </ul>
スケジュール	前期 (~4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 国からの通知に基づき、当事業の制度（DV等避難者）の確認</li> <li>□ 口座振替の事務処理期間の短縮について指定金融機関と協議</li> <li>□ 窓口払い（口座振込以外）の検討（ゆうちょ銀行との協議）</li> <li>□ 事務処理センター業務を包括委託仕様書（案）の作成</li> <li>□ 事務処理センター、コールセンターの委託契約（随意契約）</li> <li>□ DV等避難者、施設入所等児童等への対応について、関係課と制度確認、申出受付窓口等について協議（4月24日より受付開始）</li> </ul>
	中期 (~5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ オンライン申請開始（5月1日）</li> <li>□ コールセンター開設（5月1日）</li> <li>□ 児童扶養手当受給世帯への申請書の郵送（5月18日）</li> <li>□ オンライン申請の給付開始（5月21日）</li> <li>□ 児童扶養手当受給世帯の申請受付・審査開始（5月21日）</li> <li>□ 区役所へ相談窓口の設置（5月25日）</li> <li>□ 郵送申請書の印刷・郵送（5月26~29日）</li> <li>□ 郵送申請の受付開始（5月29日）</li> <li>□ 給付金管理システムの構築</li> </ul>
	後期 (~8月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ HP等で最新の受付状況、事務処理能力等の情報をお知らせする。</li> <li>□ コールセンターにおいても、処理状況がお知らせ可能とする。（混雑が予想されるためHPでの案内を中心に検討）</li> <li>□ 視覚障害者へ音声CDを送付（給付金申請の概要について説明）</li> <li>□ 申請困難者への申請支援の実施（区役所及び訪問サポート）を実施</li> <li>□ 銀行口座を持たない世帯主に対して、振替払出証書等により給付を行う。</li> <li>□ その他、給付未申請者へ申請勧奨案内を行う。申請期限（8月31日）</li> <li>□ 給付状況に応じ事務処理センター縮小を検討（21階事務室の移転の検討）</li> </ul>
	次年度以降	